

第2期かすみがうら市通学用自転車貸出等業務委託（単価契約・長期継続契約）
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、かすみがうら市（以下「本市」という。）が「第2期かすみがうら市通学用自転車貸出等業務」（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、受託を希望する事業者の中から、より本市の求める業務を遂行できる最も適した事業者を特定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

（1）業務名

第2期かすみがうら市通学用自転車貸出等業務委託（単価契約・長期継続契約）

（2）内容

別紙「第2期かすみがうら市通学用自転車貸出等業務委託（単価契約・長期継続契約）仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（3）委託期間

令和7年3月1日から令和13年3月31日まで

（4）委託料

ア 委託料は、仕様書に定める委託期間である令和7年3月分から令和13年3月分まで（73ヶ月分）を分割払いにて毎月支払うものとする。

イ 本業務における委託単価（車両1台あたりの73ヶ月分の総額）は120,450円（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲内とする。

3 選定方法

公募型プロポーザル方式により選定する。

4 参加資格

次に掲げる条件を満たしている事業者であること。

- （1）かすみがうら市契約規則（令和2年規則第11号）第4条の規定に基づき、令和5・6年度のかすみがうら市競争入札参加有資格者名簿に登録があること。
ただし、対象業務の特殊性などを考慮し、当該名簿に登録されていない業者が参加することもできるものとする。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立がなされていないこと。

- (4) かすみがうら市暴力団排除条例（平成23年かすみがうら市条例第9号）第2条第1号に該当しないこと。
- (5) かすみがうら市議会議員の政治倫理条例（令和5年かすみがうら市条例第3号）第4条第1項に該当する者ではないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 仕様書で定める業務について、十分な遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。
- (8) 第1号ただし書きの規定により、名簿に登録されていない事業者が優先交渉権者として契約に至った場合は、次回のかすみがうら市入札参加資格申請の受付時にその申請手続きを行うこと。

5 スケジュール

内容	期日・期間等
①実施要領等の公表・配布	令和6年9月27日（金）
②質問受付期間	令和6年9月27日（金）～10月7日（月） 午後5時まで
③質問回答日	令和6年10月15日（火）
④参加申請書等受付期間	令和6年9月27日（金）～10月16日（水） 午後5時まで
⑤参加資格確認結果通知日	令和6年10月21日（月）
⑥企画提案書等受付期間	令和6年10月21日（月）～10月30日（水） 午後5時まで
⑦審査（プレゼンテーション）	令和6年11月8日（金）【予定】
⑧審査結果通知	令和6年11月13日（水）【予定】
⑨契約の締結	令和6年11月下旬 【予定】

6 実施要領等の公表・配布

実施要領等は、市のホームページに公表し配布する。

(<https://www.city.kasumigaura.lg.jp/>)

7 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問及び回答は、以下のとおりとする。なお、受付期間以外に提出された場合、指定の方法によらない場合又は明らかに参加資格を満たさないと認められる場合は、質問には回答しない。

(1) 質問の提出方法

質問がある場合は、「質問票（様式1）」に必要事項を記入し、電子メールに

て提出すること。なお、電子メール送信後は、必ず電話で送信の旨を連絡すること。

(2) 受付期間

令和6年9月27日（金）から10月7日（月）午後5時まで

(3) 質問票受付メールアドレス

gakkokyoikuka@city.kasumigaura.lg.jp

(4) 回答

質問の回答は、質問回答書として一括してとりまとめ、令和6年10月15日（火）に本市ホームページ上にて公開する。なお、質問がなかった場合もその旨を示すので必ず確認すること。

8 参加申込

このプロポーザルに参加を希望する事業者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ①「参加申請書（様式2）」
- ②「企業概要（様式3）」
- ③「受注実績表（様式4）」
- ④「国・地方税の納税証明書」（発行日から3か月以内のもの）

(2) 受付期間

令和6年9月27日（金）から10月16日（水）午後5時まで（必着）

※持参の場合の受付時間は、土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで

※郵送の場合は、収受確認のため、土、日、祝日を除く午前9時から午後5時までに電話をすること（電話番号：029-886-3327）

(3) 提出先

〒300-0134 茨城県かすみがうら市深谷3719-1

かすみがうら市教育委員会事務局 学校教育課

※郵送の場合は、簡易書留又はレターパックプラスにて送付すること。

9 参加資格確認結果

提出された参加申請書等により、担当課において参加資格確認を行う。

参加資格確認結果は、令和6年10月21日（月）に参加申請書記載の電子メールアドレス宛に電子メールにて通知する。

10 企画提案書等の提出方法

参加資格確認を認められた事業者は、本プロポーザルに関する企画提案書等を、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

- ①企画提案書…提案書表紙のみ指定様式（様式5）。その他は任意様式による。
ただし、A4サイズで簡潔に分かりやすくまとめること。また、導入を予定している車両の写真及び仕様の詳細がわかるものを必ず添付すること。
- ②業務の実施体制調書…指定様式（様式6）による。
- ③工程計画 …任意様式による。
- ④見積書 …任意様式による。ただし、2（4）ア及びイに基づき、委託期間の全体の合計額（73ヶ月分）及び1ヶ月分の金額のほか、車両1台あたりの委託単価（73ヶ月分）及び1ヶ月分の金額を提示すること。

(2) 受付期間

- 令和6年10月21日（月）から10月30日（水）午後5時まで（必着）
※持参の場合の受付時間は、土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで
※郵送の場合は、収受確認のため、土、日、祝日を除く午前9時から午後5時までに電話をすること（電話番号：029-886-3327）

(3) 提出先

- 〒300-0134茨城県かすみがうら市深谷3719-1
かすみがうら市教育委員会事務局 学校教育課
※郵送の場合は、簡易書留又はレターパックプラスにて送付すること。

(4) 提出部数等

- 正本1部、副本8部
提出書類①から④の順序で製本し、左綴じとし、ページ番号を付すること。また、ファイルの表紙には「第2期かすみがうら市通学用自転車貸出等業務委託」・「企画提案書」及び企業名称を、背表紙には「企画提案書」及び企業名称を表示すること。

(5) 参加辞退

- 参加資格が認められた事業者で、企画提案書等の提出を行わない事業者は、「辞退届（様式7号）」を令和6年11月1日（金）午後5時までに持参又は郵送（必着）にて提出すること。

1.1 審査方法

審査は、第2期かすみがうら市通学用自転車貸出等業務委託業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）で行い、評価が最も優れている事業者を選定するため、プレゼンテーションを行う。プレゼンテーションへの出席者は各事業者3名以内とし、業務管理責任者となる方は必ず出席すること。プレゼンテーションは1事業者

につき40分以内とし、内20分は質疑応答時間を設けること。

(1) 評価

評価は、別紙「評価基準表」による。

評価の合計点が上位の者を優先交渉権者に決定し、次に得点の高かった事業者を、次点の優先交渉権者とする。ただし、審査委員会で評価された評価点について、基準表内の※印の項目にかかる評価点が6割以上であって、かつ、全体の評価点が満点の6割以上であることを最低基準とし、最低基準点を満たさない事業者は原則選定しない。なお、事業者全員が最低基準点を満たさない場合は、決定見送りとする。

最高得点に同数があつた場合は、審査委員会が決定する。

契約予定事業者が何らかの理由により契約を行えなかった場合は、最低基準点を満たす次点の事業者を優先交渉権者とする。

(2) 審査結果

審査結果は、令和6年11月13日(水)【予定】までに参加した全ての事業者に電子メールにて通知する。

(3) その他

企画提案書を基にプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料配布などによる説明は不可とする。ただし、説明用としてのパワーポイント等の利用は許可する。

プロジェクター及びスクリーンは市で用意するが、それ以外の備品が必要な場合は各自で用意すること。なお、審査委員会での選考は非公開とする。また、選考結果に対する異議申立ては受理しない。

1.2 結果の公表

審査結果については、かすみがうら市ホームページで公表する予定。

1.3 契約の締結

本業務の委託先事業者に選定された事業者は、本市と協議の上、契約に必要な書類を揃え、速やかに契約を締結するものとする。

1.4 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 「企画提案書の提出方法」の提出期限までに提案書類が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があつた場合
- (4) 見積書が2(4)イの条件を超えている場合

- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査委員会委員長が失格であると認めた場合

15 その他留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する費用は全て参加する事業者の負担とする。
- (2) 提出書類の提出後の修正又は変更はできない。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、かすみがうら市が承諾したものについては、この限りでない。
- (3) 提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属する。ただし、かすみがうら市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表のため必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。また、本案件に係る情報公開請求があった場合は、かすみがうら市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。
- (4) 提出された書類は返却しない。

評価基準表

評価基準		配点	
業務実績と実施体制	業務実績について	<ul style="list-style-type: none"> 類似の業務実績があるか 	5
	業務実施体制について	<ul style="list-style-type: none"> 車両の設置及び引渡し、問合せ対応、保守点検等を行うにあたり、適切な人員体制となっているか 	5
費用対効果	業務コストの妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 提示した業務や提案内容に対して見積が適切なものとなっているか 車両の価格や設置、管理及び保守点検等の実施に要する費用が、適切に積算されているか 	20
提案説明書の内容	車両の機能性	<ul style="list-style-type: none"> 安全性、機能性及び耐久性は十分か 	15
	業務遂行の信頼性、独創性及び実現性	仕様書に規定する内容についてスムーズかつ柔軟に対応するための工夫や提案があり、現実性の観点からもその内容が適切か	
		<ul style="list-style-type: none"> 年2回の点検への対応について 	10
		<ul style="list-style-type: none"> 次サイクルの利用期間開始前後の対応について 	10
		<ul style="list-style-type: none"> 車両の管理方法及び市や学校との連携について（予備車両の扱いや学校等の負担軽減策を含む。） 	10
	<ul style="list-style-type: none"> 年間を通じての対応について（利用者からの修繕等の問合せ対応に対するものを含む。） 	10	
車両を利用する生徒への啓発〔※〕	<ul style="list-style-type: none"> 車両を利用する生徒に対し、交通安全教育や車両を大切に利用してもらうための教育等、生徒の意識醸成に資する啓発に関する提案が優れているか 	10	
工程計画〔※〕	<ul style="list-style-type: none"> 車両利用開始日までに確実に履行できるスケジュールとなっているか 	5	

☆全体の評価点が満点の6割以上であることに加え、〔※〕の項目評価点が6割以上であることが最低基準となります。